

最高裁秘書第 593 号

平成 30 年 2 月 28 日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書開示通知書

平成 30 年 1 月 30 日付け（同月 31 日受付、最高裁秘書第 409 号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

昭和 47 年 1 月 12 日付け最高裁民二第 25 号民事局長、総務局長通知「民事訴訟法第一九八条第二項による申立事件の手数料および立件の可否について」(片面で 1 枚)

2 開示の実施方法

写しの送付

民事訴訟法第一九八条第二項による申立事件の手数料および立件の可否について

昭和47年1月12日民二第25号高等裁判所長  
官、地方裁判所長（東京を除く。）あて民事局長  
、総務局長通知

標記について、東京地方裁判所長から別紙一の照会があり、別紙二のとおり回答しましたから、参考までにお知らせします。

（別紙一）

昭和四六年一二月二〇日東地裁民庶第二八四号総務局長、民事局長あて東京地方裁判所長  
照会）

民事訴訟法第一九八条第二項（仮執行の原状回復および損害賠償）の申立てについて、  
左記事項につき、いさか疑義がありますので何分のご教示を願います。

記

一 従来、標記事件の申立て手数料は、昭和二十七年四月三十日民事甲第六七号民事局長事  
務代理回答により、旧民事訴訟印紙法第二条によることとなつていたが、民事訴訟費用等  
に関する法律の施行後は右手数料はいずれの区分により納付させるべきか。

二 標記事件の申立ては、従来、日記簿に登載すべき旨指導されていたが、その申立ての  
性質は、法文上「申立」とあるが実質は反訴に準じる訴えと解されているところから、立  
件すべきものと思われる。立件するとすればどの立件区分に入るか。

（別紙二）

昭和四七年一月一二日民二第二四号東京地方裁判所長あて民事局長および総務局長回答  
標記については、左記のとおり考えます。

記

一について

仮執行宣言付支払命令に対する異議訴訟事件、手形（小切手）判決に対する異議訴訟事  
件および仮執行宣言付第一審判決に対する控訴事件の係属中になされる標記申立ての手数  
料は、民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）別表第一の六の項に準  
じて納付するのが相当である。

二について

前項の申立てのうち異議訴訟事件の係属中になされる標記申立てについては、昭和三十  
五年十二月二十四日付最高裁訟一第三六三号事務総長通達「事件の受付および分配に関す  
る事務の取扱いについて」別表第一の事件の種類3の受理区分「反訴の提起」に準じ、控  
訴事件の係属中になされる標記申立てについては、右通達別表第一の事件の種類20の  
「控訴事件」に準じて受付の手続を行なうのが相当である。